

卷末參考資料

「産業廃棄物実態調査」調査票

廃 対 第 3 2 1 号

平成 13 年 10 月 5 日

調査対象事業者 各位

三重県環境部廃棄物対策課長

三重県産業廃棄物実態調査について（依頼）

秋涼の候貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、産業廃棄物行政につきまして、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、環境への配慮よりも産業活動を優先させる社会構造であった 20 世紀が終わり、21 世紀は「環境の世紀」としてこれまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済から、循環を基調とした「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」型経済への「循環型社会」を目指していく必要があります。

このようなことから、三重県では産業廃棄物の現状を的確に把握し、今後の産業廃棄物の施策の新たな展開に資するため、標記の調査を株式会社数理計画に委託して実施することとしました。

つきましては、誠にかつてながら貴事業所を調査対象事業所とさせていただきましたので、ご多忙中恐縮ではございますが本調査の趣旨をご理解いただき、別紙記入要領に基づいて実態調査票に記入の上、平成 13 年 10 月 26 日（金）までに同封の返信用封筒でご投函いただきますようお願い申し上げます。

記入方法等についてのお問い合わせは下記調査機関までお願いします。

問い合わせ先

株式会社 数理計画 環境計画部 担当 藤田

東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 4 番 6 号

TEL 0120 (886) 227 (フリーダイヤル)

事務担当

三重県環境部廃棄物対策課

産業廃棄物グループ

安保・村上・長崎

TEL 059 (224) 2475

※ この枠内は記入しないで下さい。

調査票番号	
区分	地域
	業種
	階
	備考
	WD
	NP

- 本調査の調査対象期間は、平成12年度(平成12年4月1日～平成13年3月31日)の1年間です。
なお、質問によって別の期間を指定する場合があります。
- 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関する以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外の他所に、貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
- 産業廃棄物が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本表の下記「事業所の概要」[事業の概要]「産業廃棄物発生」の区分に「発生しなかった」と記入して下さい。
- 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。

事業所名			(具体的に)
所在地	三重県	市・郡	町・村
代表者氏名			
調査票記入者氏名			
調査票記入者部・課名			
記入年月日	平成13年	月	日
説明文中下線部の事項を下記枠内に記入して下さい。			
事業の概要	【製造業の場合】 ※平成12年度の製造品出荷額	事業所の形態 (該当する番号に○を付けて下さい)	【製造業の場合】 1. 工場・作業所・就業所 2. 開発・研究所のみ 3. 事務所のみ 4. その他()
	【建設業の場合】 ※平成12年度の県内元請完工工事高		【建設業の場合】 1. 県内元請工事 2. 県外元請工事 【自動車整備業】 貴事業所内で車の整備、又は洗車を 1. 行っている 2. 行っていない
	【運輸、卸・小売、サービス業の場合】 ※平成12年度の県内元請工事件数		【運輸、卸・小売、サービス業の場合】 ※記入不要
	千 億 円	千 億 円	千 億 円
	十 億 円	十 億 円	十 億 円
	一 億 円	一 億 円	一 億 円
	一 千 万 円	一 千 万 円	一 千 万 円
	一 百 万 円	一 百 万 円	一 百 万 円
	十 万 円	十 万 円	十 万 円
	一 万 円	一 万 円	一 万 円
	円	円	円
	人	人	人
	件	件	件

産業廃棄物発生区分
平成12年度の1年間に産業廃棄物は発生しましたか。
該当する番号に○を付けて下さい。

1	発生した
2	発生しなかった

平成12年度を基準[100%]にして、貴事業所(貴社が受注した元請工事)から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント(%)で記入して下さい。
産業廃棄物が発生量していない場合は「0」、不明な場合は「不明」と記入して下さい
自動車整備業の場合は、下表5年の推移は記入不要です。

産業廃棄物の量的変化	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
	%	%	%	%	%
記入欄	%	%	%	%	%

＜調査対象期間＞

- この調査票の調査対象期間は平成12年度(平成12年4月1日～平成13年3月31日)の1年間です。
- この期間中の産業廃棄物の発生と処理・処分状況を質問事項①～⑩について記入して下さい。
- 調査票(その3)に産業廃棄物問題への対応についても質問しておりますので、そちらの調査事項にもご回答をお願いします。

＜調査対象とする事業所＞

- この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物だけが記入の対象になります。
- この調査では、各産業廃棄物に付けられている番号に従って整理しますので、表1に示す産業廃棄物の分類表に示す番号を基に回答して下さい。
- 自社で再生利用、又は、売却等をしている廃棄物も、今後のことを考慮してこの調査の対象とします。

＜調査対象廃棄物＞

- 調査対象となる産業廃棄物の種類・名称を表1に示しますので、参考にして下さい。
- この調査では、各産業廃棄物に付けられている番号に従って整理しますので、表1に示す産業廃棄物の分類表に示す番号を基に回答して下さい。
- 自社で再生利用、又は、売却等をしている廃棄物も、今後のことを考慮してこの調査の対象とします。

＜発生量について＞

- 発生した産業廃棄物の名称と数量には、「脱水」「焼却」「焼却」等の中間処理を行う前のものをお答え下さい。
- ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
イ 硫酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道)へ放流するために中間処理をした場合
ロ 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。

ハ 建設業の場合

- 「工事現場からの廃棄物の発生状況」の欄は、自社で中間処理(焼却・脱水等)を行う前の廃棄物を発生量とします。

ニ 自動車整備業の場合

- 廃車は調査の対象に含まれません。
- 洗車等によって分離槽、汚水鉢などから汚泥が発生する場合は、その業者が搬出した量を「⑩年間発生量」とします。
- 清掃業者等へ処理を委託した場合は、その業者が搬出した量を「⑩年間発生量」とします。
- 自社で「天日乾燥」した場合は、⑩に乾燥後の量を「⑩年間発生量」とします。
- 廃油を発生する場合
→ ドラム缶で××本と把握している場合は、1本=200kgとして重量換算し発生量とします。
→ 1斗缶で××本と把握している場合は、1本=18kgとして重量換算し発生量とします。
- 廃タイヤを排出する場合
→ 廃タイヤは「大型車」「普通車」「軽自動車」の3つのサイズに分けて発生量を求めて下さい。
→ サイズ毎の正確な本数を把握していない場合は、概略の割合等で按分して発生量を求めて下さい。

＜回答欄の記入について＞

- 質問①～⑩の記入要領については業種別にその例を説明していますので参照して下さい。
- 同じ種類の廃棄物でも中間処理の方法が異なる場合には、発生状況(設問⑩「廃棄物の名称」)の欄から行を分けて記入して下さい。
- 1種類の廃棄物を中間処理することによって2種類以上の廃棄物が生じた場合は、中間処理状況の欄の「中間処理後量(設問⑩)」から行を分けて記入して下さい。
【例】 廃プラスチックの焼却で、燃え殻と非ガス処理後の洗浄汚泥が生じる場合 等/
同じ種類の廃棄物でもⅢの「自己処分、再生利用、業者委託状況(設問⑩～⑫)」が複数となる場合は、発生状況(設問⑩「廃棄物の名称」)の欄から行を分けて記入して下さい。
- この調査は重量(t・kg)で記入して下さい。なお、容積(m³)等で把握しているときは、表4の「容積」から「重量」への換算係数を使用し、重量に換算して記入して下さい。

調査票返送の期限について

調査票(その1・2)、アンケートの記入が終わりまししたら、薄緑色の用紙のみを同封の封筒に入れ、10月26日までに投函して下さい。調査票へのご協力大変有り難うございました。

調査票 (その2)

※記入スペースが足りないときは、この用紙をコピーして追加して下さい。この場合、記入欄の番号は書き換えて下さい。(枚中の 枚目) [調査票番号: (記入不要)]

区分 (上枠は 記入不要)	I 事業所での廃棄物の発生状況				II 事業所での中間処理状況				III 自己処分、再生利用、業者等委託状況 (マニフェスト伝票を参考にして下さい。)																	
	① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量		④ 方法番号				⑤ 処理・処分先又は再生利用先の 名称	⑥ 業者の電話番号	⑦ 処理・処分先 又は再生利用先の 所在地	⑧ 所在地 コード	⑨ 資源化 用途 コード													
			百	十	千	百	十	一	1 次	2 次	3 次	百	十	千	百	十	一	100	10	1	kg	kg	kg			
			t	t	t	t	t	t	処理	処理	処理	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										

産業廃棄物に関するアンケート

□のついている設問は、お答えを□の中へ☑印を付けてください。

1. 御社の産業廃棄物の発生抑制・リサイクルへの取り組みについてお伺いします。

(1) 産業廃棄物の発生抑制・リサイクルについて

□ ①取り組んでいる。 → (2) 及び (3) をお答えください。

□ ②取り組んでいない。(理由

(2)、(3)は「取り組んでいる」とお答えされた方にお伺いします。

(2) 減量化への取り組みは、どのようなきかけからですか。(複数回答可)

□ ①ISO14000取得のため。

□ ②コスト削減(処分費削減)につながるため。

□ ③社会的な要請。

□ ④関連会社(親会社等)からの要請のため。

□ ⑤企業倫理として必要だから。

□ ⑥行政からの指導のため。(適正管理マニュアルの作成、実行等)

□ ⑦産業廃棄物税の負担削減。

□ ⑧企業イメージの向上のため。

□ ⑨その他(

(3) 取り組んだ結果はいかがですか。

□ ①発生抑制・リサイクルが進んだ。

□ ②発生抑制・リサイクルはうまくいっていない。(理由

(3) 御社の産業廃棄物の発生抑制について、現状と将来計画をお伺いします。

また、その効果、期待度についてもお答えください。

(1) 現状について(複数回答可)

□ ①原材料調達時に、廃棄物減量を考慮している。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ②生産方法、工程の見直しを行った。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ③目標管理制度を導入している。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ④減量できない。(理由

□ ⑤特に対応していない。

□ ⑥その他(

(2) 将来について(複数回答可)

□ ①原材料調達時に、廃棄物減量を考慮する予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ②生産方法、工程の見直しを行う予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ③目標管理制度の導入等を行う予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ④減量できない。(理由

□ ⑤特に対応していない。

□ ⑥その他(

(3) 御社の発生抑制達成の見込みをお聞かせください。

・今後5年間、10年間で御社の産業廃棄物全体の何割程度を発生抑制できますか。

5年間: 割 10年間: 割

(4) 御社の産業廃棄物の発生抑制に向けて何が一番必要とお考えですか。

□ ①技術情報

□ ②資金力

□ ③企業間の連携(情報交換など)

□ ④その他(

3. リサイクルに向けての現状と将来計画をお伺いします。

また、その効果、期待度についてもお答えください。

(1) 御社の産業廃棄物のリサイクルの現状について(複数回答可)

□ ①生産方法・工程見直しを行っている。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ②廃棄物を自社内で再利用している。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ③廃棄物を他社等で再利用している。

→ 効果 □大 □中 □小

□ ④特に対応していない。

□ ⑤その他(

(2) 御社の産業廃棄物のリサイクルの将来について(複数回答可)

□ ①生産方法・工程見直しを行う予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ②廃棄物を自社内で再利用する予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ③廃棄物を他社等で再利用する予定である。

→ 期待度 □大 □中 □小

□ ④特に対応することはない。

□ ⑤その他(

(3) 御社のリサイクル達成の見込みをお聞かせください。

・今後5年間、10年間で御社の産業廃棄物全体の何割程度をリサイクルできますか。

5年間: 割 10年間: 割

(4) 御社の産業廃棄物のリサイクルに向けて一番必要なものは何ですか。

□ ①企業間情報(廃棄物の需給状況等)

□ ②技術情報

□ ③経済的支援

□ ④リサイクル利用についての意識啓発

□ ⑤事業活動における基本方針

□ ⑥リサイクルの義務化

□ ⑦その他(

4. マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度についてお伺いします。

(1) この制度は平成10年12月から全ての事業者に対して、産業廃棄物の委託処理を行う場合に義務付けられましたが、ご存じですか。

□ ①制度と内容を知っている。

□ ②制度があることは知っているが、内容は知らない。

□ ③制度を知らない。

□ ④その他

(2) 御社ではこの制度を使っていますか。

□ ①使っている。

□ ②使っていない。

□ ③その他(

5. 産業廃棄物に関する将来動向（今後10年程度の予測）についての考え方を伺います。

(1) 産業廃棄物の量、種類について（複数回答可）

- ①産業廃棄物の量は減少していく。
- ②産業廃棄物の量は現状レベルからあまり変わらない。
- ③産業廃棄物の量は増加する。
- ④産業廃棄物の種類が複雑化し処理処分が困難になる。
- ⑤その他（)

(2) 産業廃棄物に対する企業動向について（複数回答可）

- ①産業廃棄物への配慮が利益につながり、企業活動存続の条件となる。
- ②産業廃棄物対策を中心とした企業間連携が広がる。
- ③産業廃棄物処理が困難となり、事業縮小を余儀なくされる。
- ④処分場等が逼迫し、企業活動に支障を与える。
- ⑤産業廃棄物処理に対する企業の社会的責任が一層増大する。
- ⑥産業廃棄物を中心に新たな事業展開の可能性がある。
- ⑦その他（)

6. 将来の産業廃棄物処理対策に対して何が必要だとお考えですか。（複数回答可）

- ①環境に配慮した高度な処理、処分施設の設置の推進
- ②不法投棄等不適正処理の監視強化、厳罰化の推進
- ③排出事業者、処理業者への技術的支援システムの構築
- ④排出事業者、処理業者への経済的支援システムの構築
- ⑤リサイクル、適正処理への意識啓発の推進
- ⑥リサイクル技術の開発の推進
- ⑦企業間の連携、活動推進の場の構築及び運営
- ⑧規制の緩和
- ⑨法律や条例の整備・強化
- ⑩その他（)

(具体的提案等)

7. 三重県の施策について伺います。(複数回答可)

次の施策をご存じですか。ご存じの施策に印してください。()内は施策の概略です。

- ①三重の環境（環境部のホームページ）
環境の話題を毎日更新掲載している三重県環境部のホームページ。今日のニュースやトピックスの他、条例、規則、要綱なども掲載している。アドレスは<http://www.eco.pref.mie.jp/>
- ②産業廃棄物適正管理マニュアル・自主情報公開
年間産業廃棄物排出量1,000トンの事業者等が適正管理計画の作成し、PDCAサイクルによる見直しをほか、その内容を自主的に一般公開している。
- ③環境技術専門員制度
上記の適正管理計画の作成指導や産業廃棄物の減量化・リサイクル等について個々の事業者を巡回して指導等を行っている指導員制度。専門員は民間事業者の実験技師者を採用している。

④三重県リサイクル製品利用推進条例

リサイクル製品の利用を推進することでリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会を構築することを目的とする条例。本年10月1日から施行

⑤三重県産業廃棄物税条例

年間1,000トン以上の産業廃棄物を最終処分場、中間処理施設等に搬出する事業者に1トンあたり1,000円の税を課すことにより、産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、その税収により産業廃棄物の発生抑制の技術開発等の補助を行うなど各種の産業廃棄物対策事業を実施する。(14年4月施行予定)

⑥産業廃棄物監視・指導人員の強化

本年7月から産業廃棄物の監視指導担当職員を20名(警察官10名、県職員10名)と倍増させ、新たな不法投棄等不適正な処理を発生させない体制とし、産業廃棄物処理に対する県民の不信感・不安感を払拭することで、産業の基盤である最終処分場の整備ができるようにする。

⑦企業環境ネットワーク

県内のISO14001を取得している事業所が中心となり、情報交換や少量の産業廃棄物を共同回収して処理することなどを行っている。

⑧廃棄物情報交換制度

産業廃棄物の交換により、事業者が互いに廃棄物の利用することで資源化、減量化を図ることができ、産業廃棄物の情報を提供するシステムを計画している。

⑨産業廃棄物抑制等事業費補助金

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を助成する。また、中小企業者等を対象に、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する経費の一部を助成する。

⑩産業廃棄物抑制等設備機器整備資金融資制度

県内の産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化にかかる設備機器を設置する場合には、取扱金融機関から産業廃棄物抑制等設備機器整備資金を借り入れた事業者に利子補給する。

⑪廃棄物処理センター事業（廃棄物溶融固化施設）

一般廃棄物の焼却灰と産業廃棄物を溶融固化し、固化したスラッグを路盤材等に利用することで廃棄物の減量を図る目的で実施している公共団体の事業。14年12月までの完成を目指して、四日市小山地区内に現在建設中。

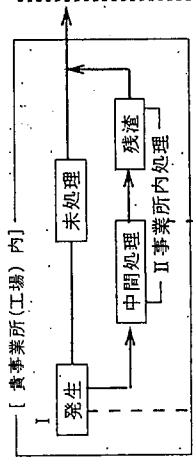
⑫廃棄物処理センター事業（産業廃棄物最終処分場）

上記の溶融固化施設の隣接地に計画している産業廃棄物の最終処分場であり、14年度から整備する予定である。

これら三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたらお書き下さい。

御協力ありがとうございます。他の調査表とともに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

産業廃棄物実態調査票 (その2) の書き方



III 貴社で処分又は資源化された場合は、W1,Q1,V1 から該当する記号を選んで記入して下さい。

☆ 市町村、公社、処理業者、廃品回収業者へ委託された場合は、R1,S1,又はS2,T1,U1,V1,X1 から該当する記号を選んで下さい。

☆ 廃棄物処理を業者等に委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分方法を把握していない場合は、マニフェスト伝票又は委託先への確認によって記入して下さい。

Y IIは、貴事業所内で中間処理している場合のみ記入して下さい。

区分	① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量	④ 方法番号	⑤ 中間処理後量
1	〇△△	9 8 7 6	百:十:万:千:百:十:一 1 0 0 1 0 1	1	百:十:万:千:百:十:一 1 0 0 1 0 1
2	X×〇〇		百:十:万:千:百:十:一 9 8 7 6	5	百:十:万:千:百:十:一 8 7 6
n	◎◎××				
m					

区分	⑥ 事業所の発生状況	⑦ 事業所での中間処理状況	⑧ 年間発生量	⑨ 方法番号	⑩ 中間処理後量
1	〇△△	9 8 7 6	百:十:万:千:百:十:一 1 0 0 1 0 1	1	百:十:万:千:百:十:一 1 0 0 1 0 1
2	X×〇〇		百:十:万:千:百:十:一 9 8 7 6	5	百:十:万:千:百:十:一 8 7 6
n	◎◎××				
m					

III 自己処分、再生利用、業者等委託状況 (マニフェスト伝票を参考にして下さい)

⑩ 所在地コード
 ⑨で記入された所在地について、表2・3の「地域分類コード表」を参照し、処理・処分先又は再生利用先の所在地コードを記入して下さい。

☆ 処理・処分又は再生利用方法を下の項目から選び、W1～Z2の記号で⑩に記入して下さい。

また、W1～Z2の処理・処分又は再生利用先名称、所在地等を< >に示す項目に従って⑦～⑩に記入して下さい。

自己処理	委託	その他
W1 売却	R1 市町村で処理 (公社、財団を除く)	Z1 上記以外の処理・処分
Q1 自社の処分場で埋立処分	S1 処理業者の処分場で直接埋立処分	Z2 不明
V1 自社で再生利用	S2 (特)三重県環境保全事業団で直接埋立処分	
	T1 処理業者で直接海洋投立処分	
	U1 処理業者に焼却・中和等の中間処理委託	
	Y1 処理業者で破砕・油水分離等のあと再生利用	
	X1 廃品回収(資源)業者で処理	
	X2 タイヤメーカーが下取り	

⑥ W1～Z2の記号	⑦ 処理・処分先又は再生利用先の名称	⑧ 業者の電話番号	⑨ 処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑩ 所在地コード	⑪ 資源化用途コード
T1	㈱.....	() -	都道府県 市町村	都道府県 市町村	
W1	△△△△商店	() -	都道府県 市町村	都道府県 市町村	
Y1	㈱□□□□	() -	都道府県 市町村	都道府県 市町村	

I 実態調査票 (その2) 記入要領共通編

- 1 自社での再生利用、社外への売却や再利用等も調査の対象となります。 (【例A・B】参照)
- 2 廃棄物量を重量以外の単位 (容積、個数、本数等) で把握している場合は、できる限り重量単位に換算して記入して下さい。(【例B】参照)
- 3 自社で焼却処理をしている場合の発生した廃棄物とは、焼却前のものです。 (【例C】参照)
 ☆木くず、紙くず、廃油、廃プラスチック類を焼却している場合の「年間発生量 (設問③)」は、焼却前の量です。したがって、「廃棄物の名称 (設問①)」「分類番号 (設問②)」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量 (設問⑤)」となります。
- 4 多種類の廃棄物が混在している場合は、最も多いと思われる廃棄物に集約して記入して下さい。

注 意 事 項

II 【製造業、卸・小売業等】の実態調査票 (その2) 記入例

<p>【例A】 鉄板の加工の際に鉄板くずが100t/年発生している。 全量を桑名市の㈱□□に売却した。 相手先では鉄鋼材料として利用している。</p>	<p>【例B】 月平均1斗缶5本ぐらいの廃油が発生している。 (重量換算で約1,080kg/年) これは、津市の再生業者〇〇商店に有料で処理を依頼している。 相手先では、油水分離後、燃料として再生利用している。 18リットル*5本*12ヵ月 = 1,080kg</p>	<p>【例C】 木くずが10 t/年発生している。 自社の焼却炉で全量焼却している。 焼却灰は500kg/年程度で、自社の敷地内(名張市)に埋めている。</p>	<p>【例D】 排水処理に伴って汚泥が発生している 自社施設による排水後の残渣は10t (含水率85%)であった。 排水前の量は計算していないので正確ではないが、排水前の含水量が97%であるため、計算では排水前の量は50t/年程度となる。 処理後の汚泥は、四日市市に処分地を有する(財)三重県環境保全事業団で処分した。</p>	<p>【例E】 研磨汚泥と排水処理汚泥が110t発生している。ガラス研磨汚泥は年間10t発生し、自社での中間処理は行わず、岐阜県多治見市に処理施設を有する△産業に収集・運搬及び中間処理を委託している。 この汚泥は鉛を含んでいる可能性が高いため、溶出試験を行ったところ判定基準を越えていた。 業者では、無害化処理した後、埋立処分している。 また、排水処理汚泥は、蒸縮後の100tを自社の施設で脱水・乾燥し、処理後の残渣10tは、伊勢市の〇〇△興産の保有する埋め立て地に処分した。</p>	<p>【例F】 硝酸の貯留タンク底部から生じた濃厚廃液1tのpHを測定したところ、pH2であった。 工場内では処理できないため愛知県豊田市に施設を有する㈱〇△興産に中間処理を委託した。</p>
--	---	---	--	---	---

区分	I 事業所での廃棄物の発生状況			II 事業所での中間処理状況			III 自己処分、再生利用、業者等委託状況								
	① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量			④ 方法番号	⑤ 中間処理後量			⑥ W1~Z2の記号	⑦ 処理・処分先利用先名称	⑧ 業者の電話番号	⑨ 処理・処分先又は再処理先所在地	⑩ 所在地コード	⑪ 資源化用途コード
			百	十	千		百	十	千						
[A] →	1 金属くず	1200	100	10	1	1	10	10	1	1	10	10	01	10	
[B] →	2 廃油	0310	10	10	10	1	10	10	10	1	10	10	04	30	
[C] →	3 木くず	0800	10	10	10	1	10	10	10	1	10	10	07		
[D] →	4 排水処理汚泥	0220	50	10	10	1	10	10	10	1	10	10	02		
[E] →	5 ガラス研磨汚泥	0220	10	10	10	1	10	10	10	1	10	10	41		
[E] →	6 排水処理汚泥	0220	100	10	10	1	10	10	10	1	10	10	08		
[F] →	7 廃液(特等)	0401	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	43		

III-1【建設業】の実態調査票（その2）記入例

【例A】
工事現場から鉄板くずが20t/年発生している。
全量を津市内の閉△に売却した。
相手先では鉄鋼材料として利用している。

【例B】
工事現場から建設木くずが2t/年発生している。
30台分（すべて満杯）発生している。
1台当たり重量が1t程度であるため、重量に換算すると30t/年である。
これは、桑名市にある〇〇商店に有料で処理を依頼している。
相手先では、破砕チップ化し、燃料として再生利用している。

【例C】
工事現場から廃プラが10t/年発生している。
自社の焼却炉で全量焼却している。
焼却灰は、1t/年程度で、伊勢市内にある自社処分場で埋立処分している。

【例D】
工事現場からベントナイト汚泥が発生しているが、すべて工事現場内で脱水している。
脱水後の汚泥量は100tであり、含水率は70%であった。
脱水前の量は計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が95%であるため、計算すると600t/年程度となる。
処理後の汚泥は、四日市市に処分地を有する(財)三重県環境保全事業団で処分した。

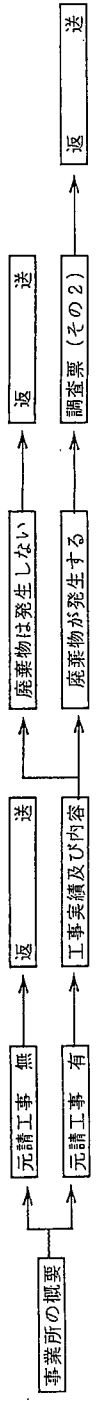
【例E】
工事現場からコンクリートのがれき等が120tほど発生している。
このうち、40tは閉〇〇に収集・運搬を委託し、津市に処分場を有する閉〇〇で埋め立て処分した。
残りの80tは、上野市に破砕プラントを有する閉△△に中間処理を委託している。
△△閉では、破砕後のものを骨材として再生利用している。

【例F】
工事現場から廃石綿が100t/年発生している。
これは、愛知県豊田市に中間処理施設を有する閉△△に中間処理を委託した。

区分	I 事業所での廃棄物の発生状況			II 事業所での中間処理状況			III 自己処分、再生利用、業者等委託状況				
	① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量 百十千一 万 万 十 十 一 一 一 一 kg kg kg kg	④ 方法番号 1次 2次 3次 処理 処理 処理	⑤ 中間処理後量 百十千一 万 万 十 十 一 一 一 一 kg kg kg kg	⑥ W1~Z2の記号	⑦ 処理・処分先 利用先の名称	⑧ 業者の電話番号	⑨ 処理・処分先 又は再利用先の 所在地	⑩ 所在地 コード	⑪ 資源化 用途 コード
(A) 1	金属くず	20.0	2.0	-	-	W1	(株)△△	(△△)- XXX-XXXX	津 西町村	04	10
(B) 2	木くず	30.0	3.0	-	-	Y1	〇〇商店	(XX)- XXX-XXXX	津 西町村	01	30
(C) 3	廃プラ	1.0	1.0	-	-	Q1	自社敷地	(〇〇)- XXX-XXXX	津 西町村	06	-
(D) 4	ベントナイト汚泥	2.25	6.00	1.00	-	S2	(財)三重県環境保全事業団	(〇〇)- XXX-XXXX	津 西町村	02	-
(E) 5	コンクリート	1.5/1.0	4.0	-	-	R1	(株)〇〇	(△△)- XXX-XXXX	津 西町村	04	-
(E) 6	コンクリート	1.5/1.0	8.0	-	-	Y1	△△(株)	(〇〇)- XXX-XXXX	津 西町村	07	52
(F) 7	廃石綿(特管)	1.53/1	1.00	-	-	U1	(株)△△	(XX)- XXX-XXXX	津 西町村	43	-

III-2【建設業】の実態調査票（その2）作成フロー

- 1 本調査の対象工事は、平成12年度（平成12年4月1日～平成13年3月31日）の1年間に三重県内で施工したすべての元請工事（出来高工事を含む）を対象とします。
- 2 共同企業体（J.V.）による工事については、以下の事項を記入して下さい。
 1) 分担施工方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入
 2) 共同施工方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入
- 3 下記の提出フローに従い、調査票を返送して下さい。



IV 【サービス業（クリーニング・自動車整備業）の実態調査票（その2）記入例

【例A】
（中間処理の委託の例）
分離槽の清掃を例〇に委託している。業者に関わり合せて、汚泥分として30年くらいあり、四日市市にある△△の脱水施設で中間処理しているとのことである。

【例B】
（クリーニング溶剤の例）
月に1斗缶2本くらいの廃溶剤が発生している。年間の発生量は432ℓである。（18ℓ×2本×12ヶ月=432ℓ）これは重量にすると、1年間で約432kgとなる。尾鷲市の□□に処理を委託しているが、□□には、油水分離後燃料として再生利用している。

【例C】
（廃タイヤの例）
年間に廃タイヤが150本発生している。このうち、普通車用タイヤは100本で津市にある〇〇タイヤ商会在下取りした。（重量で700kg）大型タイヤの50本は、鳥羽市の△△に売却した。（重量で2,250kg）△△では、再生タイヤに利用しているとのことである。

【例D】
（売却の例）
自動車の修理の際に鉄くずが30年発生した。愛知県豊田市にある□□商店に売却した。相手先では、鉄鋼原料として再生利用している。

【例E】
（自社での焼却の例）
廃プラスチックが年間500kg発生している。その都度自社の焼却炉で焼却した。焼却後の灰の量は、およそ50kgで、全量自社の敷地内（熊野市）で処分した。

【例F】
（埋立処分の委託の例）
ガラスくずが年間1t発生した。〇〇産業に収集・運搬の業務を委託した。業者に問い合わせたところ、四日市市にある(財)三重県環境保全事業団で埋め立て処分しているとのことである。

区分	I 事業所での廃棄物の発生状況				II 事業所での中間処理状況				III 自己処分、再生利用、業者等委託状況						
	① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量		④ 方法番号		⑤ 中間処理後量		⑥ W1~Z2の記号	⑦ 処理・処分先利用先の名称	⑧ 業者の電話番号	⑨ 処理・処分先又は再利用先の所在地	⑩ 所在地コード	⑪ 資源化用途コード	
[A]	1 洗車汚泥	0220	百: 0	十: 2	千: 0	万: 0	1次 処理	100: 0	10: 2	1	100: 0	10: 2	1	1	kg, kg, kg
[B]	2 廃溶剤	0320	百: 0	十: 3	千: 2	万: 0	1次 処理	100: 0	10: 3	2	100: 0	10: 3	2	2	kg, kg, kg
[C]	3 廃タイヤ(大型車)	0625	百: 0	十: 6	千: 2	万: 5	1次 処理	100: 0	10: 6	2	100: 0	10: 6	2	2	kg, kg, kg
[D]	4 廃タイヤ(普通車)	0626	百: 0	十: 6	千: 2	万: 6	1次 処理	100: 0	10: 6	2	100: 0	10: 6	2	2	kg, kg, kg
[E]	5 廃タイヤ(軽自動車)	0627	百: 0	十: 6	千: 2	万: 7	1次 処理	100: 0	10: 6	2	100: 0	10: 6	2	2	kg, kg, kg
[F]	6 金属くず	1200	百: 1	十: 2	千: 0	万: 0	1次 処理	100: 1	10: 2	0	100: 1	10: 2	0	0	kg, kg, kg
[G]	7 廃溶剤	0610	百: 0	十: 6	千: 1	万: 0	1次 処理	100: 0	10: 6	1	100: 0	10: 6	1	1	kg, kg, kg
[H]	8 カパシタ	1302	百: 1	十: 3	千: 0	万: 2	1次 処理	100: 1	10: 3	0	100: 1	10: 3	0	0	kg, kg, kg

W1~Z2の記号	⑦ 処理・処分先利用先の名称	⑧ 業者の電話番号	⑨ 処理・処分先又は再利用先の所在地	⑩ 所在地コード	⑪ 資源化用途コード
U1	△△(株)	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	02	
Y1	□□(株)	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	08	30
W1	(株) X X	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	06	81
X2	〇〇〇〇〇〇〇	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	04	
W1	□□商店	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	43	10
Q1	自社工場	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	09	
R2	(財)三重県環境保全事業団	(000)-XXX-XXXX	都道府県 市町村	02	

表1 廃棄物の分類及びコードナンバー表

(この廃棄物分類表は、当調査のためのものです。)

※特管とは、「特別管理産業廃棄物」を意味しています。

種類	区分	分類番号	例	具	体	種	区	分類番号	例								
燃	一般	0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン	【排水処理により生じる汚泥】	活性汚泥(余剰汚泥)、製紙汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、洗毛汚泥	廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【その他】FRP(繊維強化プラスチック)、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料(固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオ交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニルシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他の各種プラスチック製品くず								
			有機性汚泥						0210	【排水処理を伴わない汚泥】	【排水処理を伴わない汚泥】	紙くず	木くず	繊維くず	0800	0900	1000
汚泥	無機性汚泥	0220	【排水処理により生じる汚泥】	【排水処理を伴わない汚泥】	【排水処理を伴わない汚泥】	動・植物性残渣	ゴムくず	1100	天然ゴムくず、エゴナイトくず、廃ラテックス								
			【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】				1200	1301	1302	1303	1401	1403	1510	1519	1520
廃油	一般廃油	0310	【動物性油脂】	【植物性油脂】	【動物性油脂】	ガラス及び陶磁器くず	陶磁器くず	1301	【動物性油脂】								
			【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】				1302	1303	1401	1403	1510	1519	1520	1530	1531
廃アルカリ	特管	0400	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	建設廃棄物	建設系	1510	【熱硬化性樹脂くず】								
			【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】				1519	1520	1530	1531	1600	8091	9010	9020	
廃プラスチック類	特管	0610	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	その他	その他	9010	【熱硬化性樹脂くず】								
			【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】	【熱硬化性樹脂くず】				9020								

表2 地域分類コード表 (処理・処分先が三重県内の場合)

No	生活創造圏	構成市町村名
0.1	桑名・員弁	桑名市、藤原町、北勢町、大安町、員弁町、東員町、多度町、長島町、木曽岬町
0.2	四日市	四日市市、菟野町、桐日町、川越町
0.3	鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市、関町
0.4	津・久居	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、蓬野町、美杉村
0.5	松阪・紀勢	松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、勢和村、大台町、富川村、大宮町、紀勢町、大内山村
0.6	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小浜町、南勢町、南島町、御園村、度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
0.7	伊賀	上野市、名張市、伊賀町、磯ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
0.8	尾鷲	尾鷲市、紀伊長島町、海山町
0.9	熊野	熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

表3 地域分類コード表 (処理・処分先が三重県外の場合)

コード	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.1	北海道	3.1 埼玉県	4.1 岐阜県	5.1 鳥取県	6.1 佐賀県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.2	青森県	3.2 千葉県	4.2 静岡県	5.2 島根県	6.2 長崎県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.3	岩手県	3.3 東京都	4.3 愛知県	5.3 岡山県	6.3 熊本県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.4	宮城県	3.4 神奈川県	4.4 三重県	5.4 広島県	6.4 大分県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.5	秋田県	3.5 新潟県	4.5 滋賀県	5.5 山口県	6.5 宮崎県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.6	山形県	3.6 富山県	4.6 京都府	5.6 徳島県	6.6 鹿児島県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.7	福島県	3.7 石川県	4.7 大阪府	5.7 香川県	6.7 沖縄県	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.8	茨城県	3.8 福井県	4.8 兵庫県	5.8 愛媛県	不明	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
2.9	栃木県	3.9 山梨県	4.9 奈良県	5.9 高知県	不明	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
3.0	群馬県	4.0 長野県	5.0 和歌山県	6.0 福岡県	不明	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名

表4 「容積」から「重量」への換算

種類	換算値 U/m^3 (本)	種類	換算値 U/m^3 (本)
燃え殻	1.14	動植物性残渣	1.00
汚泥	1.10	ゴムくず	0.52
廃油	0.90	金属くず	1.13
(ドラム缶1本の廃油)	(0.20 U /本)	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00
(1斗缶1本の廃油)	(0.018 U /本)	鋸ざい	1.93
廃紙	1.25	建設廃材	1.48
廃アルカリ	1.13	はいじん	1.26
廃プラスチック類	0.35	(廃タイヤ: 大型車用)	(0.045 U /本)
紙くず	0.30	(廃タイヤ: 普通車用)	(0.007 U /本)
木くず	0.55	(廃タイヤ: 軽自動車用)	(0.004 U /本)
繊維くず	0.12		

表5 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものは漏れなく調査票に記入して下さい。この例示以外のものも発生している場合は、「表1. 廃棄物の分類及びコードナンバー表」を参照の上記入して下さい。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	空き缶、トタン、ブリキ等加工くず	鉄くず	1200
	プラスチック内装材切りくず	廃プラスチック類	0610
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610
	ガラスくず	ガラスくず	1300
	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1300
木材家屋解体工事	木材破片	木くず	0800
	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	1200
コンクリート建屋新築工事	石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他の建設廃材	1530
	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	コンクリートハツリ、モルタルハツリくず	陶磁器くず	1300
	断熱材くず	陶磁器くず	1300
	ガラスくず	ガラスくず	1300
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610
	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	鉄くず	1200
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
	木材破片	木くず	0800
	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	1200
コンクリート建屋	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	コンクリートハツリ、モルタルハツリくず	陶磁器くず	1300
	断熱材くず	陶磁器くず	1300
	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他の建設廃材	1530
橋梁、高架橋工事	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	鉄くず	1200
	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0225
	支保工等の鋼残材	鉄くず	1200
地下鉄、ずい道、下水道布設工事	泥水シールド工法からの泥水	無機性汚泥	0225
	鋼製支保残材	鉄くず	1200
塗装工事	空き缶	鉄くず	1200
	ビニルシート、塗料かす (固形)	廃プラスチック類	0610
	塗料かす (液状)	一般廃油	0310
道路舗装工事	土地・宅地造成、掘削、林道、拾山、砂防、災害復旧等の土工工事	陶磁器くず	1300
	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
電気工事	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
	電柱 (コンクリート製)	木くず	0800
	電柱 (木製)	非鉄金属くず	1200
	電線くず	陶磁器くず	1300
	ガイシくず	陶磁器くず	1300
設備給排水工事	被覆くず	廃プラスチック類	0610
	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
設	塩ビ管	廃プラスチック類	0610
	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1300
	鉄等の金属片、スクラップ	鉄くず	1200